

南相馬市パブリックコメント手続条例（素案）

（目的）

第1条 この条例は、パブリックコメント手続を実施することにより、市民の市政への積極的な参加を促進するとともに、市の基本的な政策等の形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民と協働により市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市に住所を有する者、本市で働き、若しくは学ぶ者又は本市に事務所を有する者若しくは法人その他の団体をいう。
- (2) パブリックコメント手続 政策等の策定に当たり、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、当該公表したものについて提出された意見（情報を含む。以下同じ。）に対する策定機関の考え方等を公表する一連の手続をいう。
- (3) 策定機関 市長（公営企業を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 政策等 策定機関が定める次に掲げるものをいう。ただし、議会に関するものを除く。
 - ア 計画 市の総合的な計画、部門別の基本計画、施設の整備計画その他の基本的な事項を定める計画、方針等をいう。
 - イ 条例等 市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。）をいう。
 - ウ 審査基準 南相馬市行政手続条例（平成18年条例第19号。以下この条において「条例」という。）第5条第1項に規定する審査基準をいう。
 - エ 処分基準 条例第12条第1項に規定する処分基準をいう。

オ 行政指導指針 行政指導（条例第2条第1項第7号に規定する行政指導をいう。以下同じ）をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。

（政策等を定める場合の一般原則）

第3条 策定機関は、政策等を定めるに当たっては、市民の福祉の増進を目的として、当該政策等がこれに関係する法令の趣旨に適合し、及び相互に関係する政策等との整合が図られるものとなるようにしなければならない。

2 策定機関は、政策等を定めた後においても、当該政策等の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該政策等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

（パブリックコメント手続）

第4条 策定機関は、政策等を定めようとする場合には、当該政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見の提出先、意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）その他意見を求める上で必要な事項を定め、パブリックコメント手続を実施しなければならない。

2 前項の規定により公表する政策等の案は具体的かつ明確な内容のものであって、当該政策等の題名及び当該政策等を定める理由を明示するものでなければならない。

3 第1項に定める意見提出期間は、同項の公表の日から起算して20日以上でなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。ただし、策定機関が第1条の目的に照らしパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 公益上、緊急に政策等を定める必要があるため、パブリックコメント手続を実施することが困難であるとき。

(2) 市の予算、決算及び会計を定める条例等（入札の参加者の資格、入札保証金その他の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定める条例等を除く。）並びに市の財産及び物品の管理について定める条例等及び

- 審査基準等（財産及び物品を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれらに私権を設定することについて定める条例等であって、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定めるものを除く。）を定めようとするとき。
- (3) 納付すべき金銭について定める条例等並びに審査基準、処分基準及び行政指導指針（以下「審査基準等」という。）を定めようとするとき。
 - (4) 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等又は審査基準等を定めようとするとき。
 - (5) 法令又は市の条例の規定に基づき市の施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する条例等（市民その他関係者に重大な影響を与えるものを除く。）を定めようとするとき。
 - (6) 他の行政機関がパブリックコメント手続を実施して定めた政策等と実質的に同一の政策等を定めようとするとき。
 - (7) 法令又は市の条例の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める条例等を定めようとするとき。
 - (8) 政策等を定める根拠となる法令又は条例等若しくは計画の規定の削除に伴い当然必要とされる当該政策等の廃止をしようとするとき。
 - (9) 法令又は条例等若しくは計画の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他のパブリックコメント手続を実施することを要しない軽微な変更を内容とする政策等を定めようとするとき。
 - (10) 市の条例の施行期日について定める規則を定めようとするとき。
 - (11) 市の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める条例等を定めようとするとき。
 - (12) 市の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める条例等を定めようとするとき。

(13) 市の職員の服制、研修、教育訓練、表彰及び報償を定める条例等を定めようとするとき。

(パブリックコメント手続の特例)

第5条 策定機関は、パブリックコメント手続を実施しようとする場合において、20日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第3項の規定にかかわらず、20日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該パブリックコメント手続に係る政策等の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

2 策定機関は、その設置した審議会、審査会等（以下「審議会等」という。）の議を経て政策等を定めようとする場合において、当該審議会等がパブリックコメント手続に準じた手続を実施したときは、前条第1項の規定にかかわらず、自らパブリックコメント手続を実施することを要しない。

(パブリックコメント手続の周知等)

第6条 策定機関は、パブリックコメント手続を実施する場合は、市民その他関係者に対し、その実施について周知を図るよう努めるとともに、関連する情報の提供に努めるものとする。

(提出意見の考慮)

第7条 策定機関は、パブリックコメント手続を実施して政策等を定める場合は、意見提出期間内に当該策定機関に対し提出された当該政策等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分考慮しなければならない。

(結果の公表等)

第8条 策定機関は、パブリックコメント手続を実施して政策等を定めた場合は、当該政策等の公布（公布をしない政策等にあつては公にする行為。以下同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 政策等の題名

(2) 政策等の案の公表の日

(3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）

(4) 提出意見を考慮した結果（パブリックコメント手続を実施した政策等の案と定めた政策等との差異を含む。）及びその理由

2 策定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を当該策定機関の事務所等における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。

3 策定機関は、前2項の規定により提出意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表せず、又は公にしないことができる。

4 策定機関は、パブリックコメント手続を実施したにもかかわらず政策等を定めなかったこととした場合には、その旨（別の政策等の案について改めてパブリックコメント手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。

5 策定機関は、第4条第4項第1号に該当することによりパブリックコメント手続を実施しないで政策等を定めた場合は、当該政策等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 政策等の題名及び趣旨

(2) パブリックコメント手続を実施しなかった旨及びその理由

（準用）

第9条 第7条の規定は第5条第2項に該当することにより策定機関が自らパブリックコメント手続を実施しないで政策等を定める場合について、前条第1項から第3項までの規定は第5条第2項に該当することにより策定機関が自らパブリックコメント手続を実施しないで政策等を定めた場合について、前条第4項の規定は第5条第2項に該当することにより策定機関が自らパブリックコメント手続を実施

しないで政策等を定めないこととした場合について準用する。この場合において、第7条中「当該策定機関」とあるのは「審議会等」と、前条第1項第2号中「政策等の案の公表の日」とあるのは「審議会等が政策等の案について公表に準じた手続を実施した日」と、同項第4号中「パブリックコメント手続を実施した」とあるのは「審議会等がパブリックコメント手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

(公表の方法)

第10条 第4条第1項並びに第8条第1項（前条において準用する場合を含む。）、第4項（前条において準用する場合を含む。）及び第5項の規定による公表は、インターネットの利用により行うとともに、必要に応じ、策定機関の事務所等における資料の備付けその他の適当な方法により行うものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。